## 鹿児島県公報

平成26年4月30日(水)第3003号の3



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正(※)
- (監理課取扱い) 1
- ○鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱(※)
- (監理課取扱い) 1
- ○鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱の一部を改正する要
  - 綱(※) (監理課取扱い)2

告示

## 鹿児島県告示第533号

平成8年9月27日鹿児島県告示第1400号(鹿児島県建設工事請負契約書標準書式)の一部を次のように改正し、平成26年5月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告をし、指名競争入札の入札参加者の指名をし、又は随意契約に係る見積書を徴する建設工事の契約について適用する。

平成26年4月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

建設工事請負契約書第44条第1項第6号ア中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員」を「鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等」に、「「暴力団員」を「「暴力団員等」に改め、同号イ中「暴力団対策法」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に、「暴力団員」を「暴力団員等」に改め、同号ウからすまでの規定中「暴力団員」を「暴力団員等」に改める。

## 鹿児島県告示第534号

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。 平成26年4月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱(平成8年鹿児島県告示第1402号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号を次のように改める。

(2) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に 規定する暴力団員等をいう。

第2条第1項中「の別表」を「別表第1」に改め、同項第3号中「暴力団員」を「暴力団員 等」に改める。

別記第2号様式中「暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員」を「暴力団員等(鹿児 島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等」に,

「(法」を「(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に、「又は暴力団員」を「又は暴力団員等」に改める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

## 鹿児島県告示第535号

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年4月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱(平成21年鹿児島県告示第 485号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(2) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例 (平成26年鹿児島県条例第22号) 第2条第3号に 規定する暴力団員等をいう。

第3条第1項第3号中「暴力団員」を「暴力団員等」に改める。

「(法」を「(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に、「又は暴力団員」を「又は暴力団員等」に改める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。